

経費削減
工期短縮

セキュリティ
対策万全

1級建築士 &
赤外線建物技
能診断士によ
る報告書作成

『赤外線外壁調査』

は、アスフルに
お任せ下さい。

「日本製ドローン(蒼天)を使用」



【赤外線で撮影すると、赤くなる箇所に剥離が確認されます。(弊社赤外線建物技能診断士による)】



特定建築物定期報告制度(12条点検)の報告書としてご利用ください。

定期報告の対象となる建築物は道や市によって定められています。学校、ホテル、病院、集合住宅、オフィスビル等人的の往来が多い建築物が該当し、定期的な調査、報告が義務付けられています。弊社でお渡しする調査報告書は定期報告の際にもお使い頂けます。

【参考資料】

令和4年1月に施行された建築基準法の改正により、ドローンによる赤外線外壁点検が明文化されました。

『テストハンマーによる打診等(無人飛行機による赤外線調査であって、テストハンマーによる打診等以上の精度を有するものを含む)』

【令和4年国土交通省告示第110号】